（前のページより続き）

○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件（同三九七）

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（同三九八～四〇〇）

○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働五〇二）

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件（同五〇三）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同五〇四）

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同五〇五）

○労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件（同五〇六）

○国民年金の特定保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件（同五〇七）

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（同五〇八）

○新潟空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一一九八）

○外国人造船就労者受入事業に関する告示を制定する件（同一一九九）

○潜水船のトン数の算定方法を定める告示の一部を改正する件（同一二〇〇）

○放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部を改正する件（同一二〇一）

○航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示（同一二〇二）

○圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充塡するための設備の基準を定める件（同一二〇三）

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十六年度平成二十六年十月分）（財務省）

内閣官房令

○**内閣官房令第五号**

人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

人事統計報告に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条、第三条及び第七条第二項中「一月及び七月の各月一日現在」を「七月一日現在」に、「その月の二十日」を「七月二十日」に改める。

別記様式第1、第3及び第7中「　月1日現在」を「7月1日現在」に改める。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

府　令

○**内閣府令第八十二号**

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第五条、第五条の二、第五条の三及び附則第二条並びに北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第二十八条の規定に基づき、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則（平成十四年内閣府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

本則（第三条第一項、第四条第一項第一号及び第十五条を除く。）中「帰国被害者等」を「対象被害者等」に改める。

第一条中「第二条第一項」を「第二条第一項第一号」に、「被害者又は」を「被害者（以下「被害者」という。）又は同項第三号に規定する」に改め、「それぞれ「被害者」又は」を削る。

第二条中「第二条第一項」を「第二条第一項第四号」に改め、同条第三号中「決定するために」を「決定するため、本邦で医療を受けるためその他」に改める。

第三条第一項中「第三条第二項」を「第二条第一項第五号」に、「帰国又は入国後永住の意思を決定し」を「永住する意思を有して本邦に居住し」に改め、「場合」の下に「（当該帰国被害者等が法第五条の二第一項に規定する老齢給付金の支給を受けるときを除く。）」を加える。

第四条の見出しを「（拉致被害者等給付金の額等）」に改め、同条第一項第一号中「帰国被害者等」を「永住被害者（法第二条第一項第六号に規定する永住被害者をいう。以下同じ。）、永住配偶者（同項第七号に規定する永住配偶者をいう。以下同じ。）及び帰国し、又は入国した同項第三号に規定する被害者の子等であって、本邦に永住する意思を有して本邦に居住するもの（以下「対象被害者等」という。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　対象被害者等の属する世帯において対象被害者等が、被害者の子の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって被害者でないもののうち帰国し、又は入国したもの（第十一条第一項において「帰国入国した被害者の子の配偶者」という。）を扶養するときの当該世帯に属する対象被害者等に支給する拉致被害者等給付金の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に三万円を加算した額とする。